

## 神奈川県・横浜市・川崎市との環境行政懇談会を開催

温対法の改正や、省エネ法の改正を受けて、神奈川県、横浜市、川崎市が相次いで地球温暖化対策に関する条例を新たに制定または改定した。これらの条例は、本年4月1日より施行される予定であるが、一定規模以上の事業者には削減計画書の提出を義務付けるなど、特に産業界への影響が大きいと予想されるため、3つの自治体と本年度2回目の環境行政懇談会を行い、条例の運用について産業界の意見を伝えた。また、加えて神奈川県とは、地球温暖化対策計画（素案）に関する意見を交換した。



神奈川県との懇談会で挨拶する丹村副会長

### 地球温暖化防止に関する各自治体の条例と運用

3つの自治体とも、一定規模以上の事業者、チェーン店、車の所有者、一定規模以上の建物を新築等する建築主、開発をしようとする事業者などへ温暖化対策計画書の提出を義務づけている。自治体間で比較すると概ね同じ内容の条例となっ

ているものの、細部では異なる指針や細則が規定されているため注意が必要となる。今後、各自治体から分かりやすいQ & Aや記入要領などが公表される予定である。以下に現時点で明らかになっている特定事業者の計画書制度比較表を示す。

### 特定事業者の計画書制度の比較

		神奈川県	横浜市	川崎市
条例		新たな条例	条例の改定	新たな条例
届出対象者		県内で原油換算 1,500 リットル以上のエネルギーを使用する事業者	市内で原油換算 1,500 リットル以上のエネルギーを使用する事業者	市内で原油換算 1,500 リットル以上のエネルギーを使用する事業者
温室効果ガス		エネルギー起源のCO <sub>2</sub> のみ	エネルギー起源のCO <sub>2</sub> のみ	全ての温室効果ガス
計画期間		13年、4年、5年の中から選択	3年	3年
基準年		原則として前年度	原則として前年度	原則として前年度
計画書の目標値		総排出量目標は必須	総排出量目標は必須	総排出量目標は必須
		原単位目標は任意で記入	原単位目標は、総排出量が増加する場合に記入	原単位目標は、排出量を原単位で算出している場合に記入
		県内総排出量の目標及び1,500 リットル以上の事業所の目標	市内総排出量の目標及び500リットル以上の事業所の目標	市内総排出量の目標及び1,500 リットル以上の事業所の目標
排出係数		排出係数は固定	排出係数は固定	排出係数は固定
公表	自治体	県が総括表を公表	市が総括表を公表	市が総括表を公表
	事業者	特になし	事業者が総括表と個別表を公表	特になし
実績の報告		翌年7月末までに報告	翌年7月末までに報告	翌年7月末までに報告
		エネルギー使用量の根拠となる資料の提出	エネルギー使用量の根拠となる資料の提出	エネルギー使用量の根拠となる資料の提示
評価		特になし	横浜市が、目標値と実績に分けて評価し、評価結果を公表	特になし

### **企業秘密に関わる計画書記入上の注意**

自治体へ提出する計画書は、総表と個別表に分かれているが、提出された総表については各自治体がホームページ等により公表する対象となることから、企業機密に類するものや、競争上不利益となる記述が含まれないよう十分に留意することが必要である。

### **事業所の所有する車両の扱い**

省エネ法などと同じように、事業所が有する車両は生産設備に含まれていない。従って、車両が100台未満の場合は、車両に使う燃料は事業所のエネルギー使用量にカウントする必要はない。

### **県条例の適用除外**

国、県、政令市への重複した報告に対する企業側の事務負担軽減について、当協会からも意見書を提出していたが、神奈川県は横浜市と川崎市については県条例の適用を除外する方向で調整中。結果は、4月1日の施行前に公表される予定。

### **横浜市の評価制度**

横浜市は、各事業者より提出された計画書の削減目標と、実績値をそれぞれ評価し公表することを決めている。しかし、削減可能量はこれまでの対策状況や業種などによって大きく異なり、一律に評価することは難しいため、結果を公表することは差し控えるよう強く要望した。

### **神奈川県地球温暖化対策計画(素案)について**

神奈川県地球温暖化対策計画については、骨子(案)と(素案)の両方に対し協会としての意見書を提出済みであるが、懇談会の機会を捉え、産業界の意見を再度伝えた。

政府が25%の内訳(特に真水の削減量)や方策を発表しない段階で、自治体レベルの目標を掲げるのは時期が早すぎるのではないかと。県内経済や雇用などへの影響、県民負担額などを十分調査し、これに基づく議論を十分に尽くした上で、目標値は決定されるべき。 など